

7月1日（火）

# 平成 20 年 7 月 1 日 ( 火 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 浜砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 50 番 坂元裕一 (同)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- |  |   |
|--|---|
| 知事<br>副知事<br>県民政策部長<br>総務部長<br>福祉保健部長<br>環境森林部長<br>商工観光労働部長<br>農政水産部長<br>県土整備部長<br>会計管理者<br>企業局長<br>病院局長<br>財政課長<br>教育委員<br>教育長<br>公安委員<br>警察本部長<br>人事委員<br>代表監査委員 | 東国原英夫<br>河野俊嗣<br>丸山文民<br>山下健次<br>宮本尊一<br>高柳憲一<br>高山幹男<br>後藤仁俊<br>野口宏一<br>長友秀隆<br>日高幸平<br>甲斐景早<br>西野博之<br>江藤利彦<br>渡辺義人<br>田代知代<br>相浦勇二<br>黒木奉武<br>城倉恒雄 |
|--|---|

事務局職員出席者

- |   |   |
|---|---|
| 事務局長<br>事務局次長<br>総務課長<br>議事課長<br>政策調査課長<br>議事課長補佐<br>議事担当主幹<br>議事課主査<br>議事課主査 | 石野田幸蔵<br>弓削孝幸<br>田原新一<br>富永博章<br>桑山秀彦<br>孫田英美<br>日高賢治<br>山中康二<br>隈元淳二 |
|---|---|

## ◎ 常任委員長審査結果報告

○坂口博美議長 ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第1号から第9号まで及び報告第1号から第3号までの各号議案、並びに請願第7号から第9号まで及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件及び新規請願2件の計7件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。なお、請願第6号につきましては賛成多数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、中山間地域対策についてであります。

当局より説明のあった「集落の現状に関する調査結果」に対して、委員より、「以前も同様の調査が行われている。まずは、その調査結果や、集落再編を含めたこれまでの県議会等での議論がどのように施策に反映され、効果があったのか、具体的に検証を行うべきである」との意見がありました。また、他の委員から、「県議会の意見が中山間地域対策にどう生かされて

いるのか見えてこず、当局との意識の乖離を感じている」との意見があり、さらに別の委員から、「中山間地域における一番の問題である所得対策に的を絞るなど、実態に合った施策の展開を図ってほしい」との要望がありました。これに対して当局より、「中山間地域対策は、県政の最重要課題であり、中山間・地域対策室及び中山間地域対策推進本部を設置して、重点的に対策を講じることとしている。今後、県議会とも議論しながら、中山間地域に暮らす方々が少しでも満足感を得られ、幸福を実感できるような施策を展開していきたい」との答弁がありました。

次に、元気な集落づくりに取り組む集落に対する新たな呼称についてであります。

この新たな呼称については、中山間地域の活気と地域住民の意欲を高め、新たな希望を喚起するとともに、中山間地域に対する都市住民の理解と関心を高めることを目的に募集されているものであります。このことについて複数の委員より、「新たな呼称の募集については、「限界集落」に対する抵抗感から行われているものと理解しているが、中山間地域の厳しい実態や、国・県に対して切実な状況を伝えることを考慮した場合、「限界集落」を使用するほうがよいのではないか」との意見がありました。これに対して当局より、「新しい呼称は、決して「限界集落」を呼びかえるものではなく、「限界集落」が中山間地域の代名詞のごとく使用されることから、地域に活力を与えるような別の呼称を定めるために行うものである。今後、新しい呼称を旗印として、元気な集落づくりに取り組む集落を全県的に広げていきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、国際定期便宮崎—台北線についてであります。

6月に開設された宮崎—台北線の搭乗率を上げる取り組みに関する委員の質疑に対して、当局より、「宮崎・台湾がお互いに双方向で誘客・送客対策に取り組むことが重要である。本県としては、南九州全体で取り組むことを重視しており、熊本、鹿児島の行政機関・各種団体に対しても積極的に協力を呼びかけていきたいと考えている。また、旅行エージェントに対しても、九州内を周遊する安くて魅力ある旅行プランの開発に取り組んでいただくよう働きかけたい」との答弁がありました。これに対して他の委員より、「旅行エージェントへの対応については、県民政策部と商工観光労働部がお互いに協力して取り組んでほしい」との要望がありました。

次に、入札・契約制度改革についてであります。

このことについて、委員より、「県内建設業者の厳しい経営実態や今後の公共事業のあり方を見据え、県土整備部と、現行の入札・契約制度の改善について協議を行う予定はないのか」との質疑があり、当局より、「入札・契約制度の改革については、その透明化・公正化の確保や、公共事業の地域経済に占める位置、県民生活に与える影響などを考慮し、制度の検証が行われる過程で、県土整備部とも十分議論したい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、現行の入札・契約制度の検証に当たっては、総務部としても、その立場から積極的に発言を行い、制度の改善が図られることを要望いたします。

次に、指定管理者の第二期指定についてであります。

このことについて、委員より、「第二期指定により、指定管理者が変更となるケースも考えられるが、施設で働く労働者の雇用や労働条件を守るよう、協定書等に条件を付すことはできないか」との質疑があり、当局より、「基準価格の設定に当たっては、民間の同種業態の人件費水準を勘案するようにしている。雇用等について協定書等に条件をつけることは困難であるが、新たな指定管理者に対して、必要に応じ、業務経験者の情報を提供するなど、側面的支援を行うことは可能である」との答弁がありました。これに対して委員より、「県として、施設で働く労働者にも十分配慮してほしい」との要望がありました。

次に、「北方領土返還要求についての意見書」についてであります。

日本固有の領土である北方領土の返還の実現は、全国民の長年の悲願であります。ところが、戦後63年を経た今日もなお、北方領土は返還されず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは、まことに遺憾なことでありませぬ。

このような中、7月に北海道で主要国首脳会議が開催されますが、主要国首脳が一堂に会する全体会議において北方領土問題を取り上げ、二国間でいまだに領土問題が存在することを改めて提起し、日本の強い意思を国際的に発信することは、問題解決を推し進めるまたとない機会であります。

このため、国に対して、北方領土の返還を求める人々の総意と心情にこたえるよう、主要国首脳会議の場で北方領土問題を取り上げ、問題解決に向け、強い意思を持って臨むことを要望するものであります。

以上、意見書の提出につきましては、全会一

致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただくようお願いをいたします。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外「県民政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、厚生常任委員会、権藤梅義委員長。

○権藤梅義議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第2号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、このうち請願第5号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第6号「宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例」についてであります。

このことについて、委員より、「小児科医師の確保は重要であるが、今回の取り組みにより、県内における小児科医の地域偏在は解消されるのか」との質疑があり、当局より、「小児科医の偏在是正もねらいの一つなので、強制はできないが、資金貸与時に指導はしていかなければならない」との答弁がありました。さらに別の委員より、貸与される資金が所得となる時

期について質疑があり、当局より、「研修資金は、返還免除が確定した時点で所得となる」との答弁がありました。

次に、真空採血管ホルダーの再使用の中止についてであります。

当局より、「平成17年1月4日に出された厚生労働省の通知について、製造業者に対して再使用の禁止を説明書に記載すること、あわせて、医療機関への説明については製造業者に義務がある」との説明がありました。

このことについて、複数の委員より、「安全性を求めて使い捨てで使用するとした厚生労働省の通知が、製造業者に対しての通知であること、また、今回、県当局が調査したのは所管の医療機関のみであり、民間の医療機関が調査の対象となっていないことについて疑問がある」との質疑があり、当局より、「現時点では感染のリスクは非常に低いということで、調査は行っていないが、全国的な問題になっており、調査の実施が必要という意見があることを厚生労働省には伝えたい」との答弁がありました。

当委員会としては、県立病院への相談や再検査依頼があるなど、各種報道等により県民の関心が高いことから、これ以上県民へ不安を与えないためにも、今後、安全性を高めるための対応を徹底していただくよう要望いたします。

次に、県立延岡病院支援キャンペーンについてであります。

このことについて当局より、「延岡病院における5月の救急患者総数が、前年と比べ30%程度減少しているが、入院患者数はそれほど減っていないことから、軽症者の救急患者数が減っていると考えられるため、キャンペーンの効果が出ている」との説明がありました。

このことについて、複数の委員より、「今後

の広報については、来院時間帯別の重症患者数の推移の公表や、医師会の宿直当番医等、患者やその家族が自発的に判断できるように、医師会等とも連携しながら具体的なPRを丁寧に行ってはどうか」との質疑があり、当局より、「市町村には繰り返し広報をお願いしたい。また、各医療機関に掲示依頼をしているチラシについては、一定期間経過後、内容をリニューアルして掲示をお願いしていきたい」との答弁がありました。

さらに、複数の委員より、「延岡をモデルケースとして、他の医療圏や地域に取り組みを広げていく考えはないのか。重症患者への対応や医師確保にもかかわることなので、当局としても、市町村や地元医師会への働きかけ等、地元の意識啓発に取り組んではどうか」との質疑があり、当局より、「新しい医療計画では、医療機能の分担、連携を強調している。1次救急体制、2次・3次医療に対する地元の意識が高まってこないと難しい面もあるが、地元市町村や医師会等の協力も得ながら、地域医療の実態に即して取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、「宮崎県障がい者工賃倍増5か年計画」についてであります。

障がい者が、住みなれた地域で自立して安心して暮らすことができる社会の実現を目指すため、障害者自立支援法が平成18年4月に施行されました。国におきましても、「成長力底上げ戦略」に基づく「福祉から雇用へ」推進五か年計画の一環として、産業界等の協力を得ながら、官民一体となって、障がい者の工賃向上に取り組むこととしたところであります。こうした中で、本県においても、就労継続支援B型事業所等で働く障がい者の工賃の倍増を図るた

めの具体的方策を盛り込んだ「工賃倍増5か年計画」を策定したところであります。

このことについて、複数の委員より、「計画策定や具体的な実現に向けた取り組みについては、事業所のみでの努力では難しい面もあると思う。国、県からの事業所への運営費助成はもとより、具体的な企業との契約等、計画実現に向けて、厳しい経済社会における実現可能な土壌づくりや、事業所の取り組みに対する企業の理解等が重要であるので、事業所の運営状況を把握しながら、計画の実現に向け取り組んではどうか」との質疑があり、当局より、「事業所経営者も含めた研修事業において、工賃向上のために必要な経営的視点や経営基礎知識の習得、マーケティング、事業計画の策定・実践等の具体的方法を内容とする研修を行い、事業所の工賃向上に対する意識の醸成を図っていきたい。また、商工団体、中小企業診断士等から成る工賃向上支援チームが、売れる製品の企画力、販売力についてのノウハウの提供を行うことで、実効性のある計画の策定・実践を支援していきたい。これまでの福祉的な就労から一歩踏み出して、工賃を向上させようとする取り組みは大きな転換点であると考えており、計画の実現に向け、しっかり取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、指定管理者制度第二期指定についてであります。

このことについて、委員より、「特に宮崎県青少年自然の家については、平成18年度の指定管理者制度導入を契機に、利用団体、研修延べ人数、収入のすべての点で増加しており、制度導入のメリットが顕著にあらわれている」との意見があり、当局より、「指定管理者になり、年中無休等、利用者へのサービス向上が図られ

たもので、民間活力による効果が発揮されたものである」との答弁がありました。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、商工建設常任委員会、十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第2号外3件及び新規請願1件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第2号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、建築基準法の一部改正により、建築確認審査・検査に要する事務量が増加したことから、建築物の確認及び検査に係る申請手数料の改定を行うものであります。

次に、議案第9号「損害賠償の額の決定について」であります。

これは、平成19年1月17日、県道大戸野清武線上を自転車で通行中、バイパスから旧道への取り付け道路に進入した際に、段差部分から転落した事故に対して、その損害賠償の額を7,209万1,820円に決定するものであります。当局よ

り、「このような事故が発生したことを受け、県内すべての土木事務所において、同様の箇所について調査を行い、その対応を進めた」との報告がありました。

次に、新規雇用創出1万人についてであります。

このことについて、当局より、新規雇用創出の基本的な考え方について説明がありましたが、委員より、「新規雇用創出の範囲について、正社員、パート、派遣、工場の場合の季節労働者など、さまざまな労働形態があるが、どこまで目標の数字に含めるのか。雇用期間が決まっているものについても数に含めた場合は、毎年、新規雇用にならないか」との質疑がありました。このことに対して、当局より、「新みやざき創造計画に明確には定義されていない。労働局等の統計データを収集中である」との答弁があり、委員よりさらに、「新規雇用に含まれる労働の定義について、県民にわかりやすく明示してほしい」との要望がありました。

次に、指定管理者の第二期指定についてであります。

第一期の指定期間が平成21年3月31日で終了する施設の第二期募集について、商工観光労働部で1施設、県土整備部で9施設の説明がありました。それぞれの施設の指定管理者制度導入後の状況は、利用者増やサービスの向上などが図られているとのこととあります。

このことについて、複数の委員より、「第二期の指定期間が3年間の施設については、期間を5年間などに延ばしたほうが、指定管理者も利用者サービスの向上などにじっくり取り組めるのではないか」との要望がありました。また、委員より、「県が管理している他の公の施設についても指定管理者制度が導入できないか

検討してほしい」との要望もありました。

次に、「県内の経済浮揚を図るために入札・契約制度の早期改善を求める決議」についてであります。

当委員会では、これまでも入札・契約制度改革について、昨年9月の委員会発議の決議や各定例会の委員長報告等により、その積極的な検証・改善を求めてきたところであります。本定例会の委員会においても、委員より、最近の建設業の倒産件数等の状況について質疑があり、当局より、「本年4月から5月までの倒産件数は13件、その従業者数は102名であり、前年度の4月から5月までの倒産件数は8件、その従業者数は88名である」との答弁があったところであり、現在も建設業を取り巻く環境は厳しいものがあります。

そこで、当委員会では、決議案の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてそのお取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、環境農林水産常任委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第2号及び報告第2号の計2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、

いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第2号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、「温泉法」の一部改正により、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害防止が法の目的に追加され、新たな許可や確認等の手続が必要となったことから、その申請に係る手数料を新設するものであります。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、産業廃棄物税基金と森林環境税基金の積み立てについて、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分の承認を求めるものであります。

次に、繰越明許費のあり方についてであります。

このうち、環境森林部所管の事業で明許繰り越しがなされたのは、12事業、79カ所で、繰越金額は24億3,200万円余となっております。このことについて、委員より、「繰越額は、環境森林部の公共事業費の何割程度になり、例年と比較するとどのようになっているのか」との質疑があり、当局より、「公共事業費のうち、林道事業についてはおおむね25%程度であり、昨年度は45%程度であった。繰り越しをしないような箇所ごとの予算配分や、1年間休止する方法で減少している。今後とも繰越額の減少に努めてまいりたい」との答弁がありました。

これに対し委員より、「さまざまな事情から繰り越しが出ることも理解できるが、繰越額の占める割合が大きく、厳しい業界の現状からも繰り越しとならないよう努力していただきました



い」との要望がありました。

繰り越しについては、農政水産部の繰り越しを合わせると、毎年数百カ所の繰り越しが行われており、委員からは、「報告であるため、実際に正当な理由で繰り越されているかのチェックがなされないまま了としている。議会として十分なチェックをすべきではないか」など、繰越明許費のあり方について意見が出されました。

次に、エコクリーンプラザみやぎ問題についてであります。

このことについて、当局より、外部調査委員会において了承された今後の進め方や、梅雨・台風対策などについて説明がありました。

これに対し、委員より、「飛灰を袋に詰めて埋め立てるなど応急的な対応をしているが、そのまま放置されると非常に危険である。処理策についてはどのように考えているのか」「廃棄物処理システム全般にわたる検討を行うとなっているが、プラントの検証などについて、現在の外部調査委員会のメンバーで対応できるのか」等の質疑や、「落札額が低かったため不備が出たのではないかという点についても、調査いただきたい」等の要望があり、当局より、「必要がある場合は他の専門家に意見を聞くなど、外部調査委員会において徹底的に検証していただくこととしている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、将来にわたって影響が出ることがないように、外部調査委員会においては十分な調査検討をいただくよう、強く要望をいたします。

次に、重油価格高騰対策についてであります。

このことについて当局より、「耕種・畜産・

水産の各部門ごとに、関係団体と一体となって対策会議を設置し、状況把握や影響調査及び検討を行っている。また、農政水産部の本庁各課と出先機関等から成る連絡会議等を設置し、緊急対策等に関する総合的な検討や、現行制度を活用した対策等を実施している」との説明がありました。

このうち、省エネ効果の高い内張二層カーテンへの補助について、委員より、「今の予算では十分な対応ができない。品種改良することにより燃料費を削減するなど、ほかに対応できることがないか、知恵を絞って取り組んでいただきたい」との要望がありました。また、国の水産業燃油高騰緊急対策事業について、委員より、「漁業者からは、非常に基準がわかりづらく使いづらいとの声を聞く。十分な助言をお願いしたい」との要望がありました。さらに他の委員からは、「このままでは、宮崎の農林水産業は壊滅する。抜本的な緊急対策を講じる必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「県あるいは一事業体で解決するには難しい問題が多いが、金融支援や助成制度に加え、コスト高に耐えられる産業構造に変えていくような中長期的な展望を持ちながら対策を検討していきたい」との答弁がありました。

次に、農業農村整備事業独自の総合評価の試行についてであります。

土地改良事業などの農業農村整備事業については、事業費に対し一部農家負担を伴うことや、事業完了後は土地改良区など地元みずからその造成施設を管理することとなるなどの特性を踏まえ、総合評価落札方式において独自の評価項目等の設定を行うものであるとの説明がありました。

このことについて、委員より、「地域内にお

ける本支店の有無を地域貢献としている根拠は何か」との質疑があり、当局より、「工事終了後は、地元の土地改良区や農家等が管理することになるが、農家の減少や高齢化など厳しい状況もあることから、さまざまな事態に即応できるなどの点を考慮し、地域貢献としている」との答弁がありました。また、別の委員より、「地域貢献をしたことについては自己申告なのか」との質疑があり、当局より、「協力を受けた団体から、内容についての書面や写真を提出してもらうなど、簡便な証明で確認ができる方法を考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、地域貢献の評価項目については、試行の結果を十分に検証し、地域が必要としている内容を積極的に反映していただくよう要望いたします。

次に、県内産ウナギの信頼回復への取り組みについてであります。

このことについて、当局より、「養鰻業界が中心となって発足したウナギの安全・安心推進委員会から、本年3月に安全・安心なウナギを生産するためのルールを定めた、いわゆるGAPの取り組みなどの提言を受け、現在、シラスウナギ協議会を中心に取り組みが進められている」との説明がありました。

このことについて、委員より、「昨年の産地偽装問題後、宮崎独自のトレーサビリティができることを期待していたが、なかなかできない。何が問題なのか」との質疑があり、当局より、「業界全体が共通認識を持ち、自主的にGAPの基準を守っていけるようなしっかりした体制をつくることが大事であり、現在、一部で試行的に取り組みが行われている。県としては、取り組みの過程においてさまざまな助言を行っている。できるだけ早くこの取り組みが県民に対

して公表できるよう、引き続き指導していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、消費者の安全・安心の確保や、県内の生産者が安心して生産できるように、県内産ウナギの信頼回復に積極的に取り組んでいただくよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、文教警察企業常任委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第4号及び報告第2号の2件であります。慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致により、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第4号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、自動車運転免許に係る取消処分者講習及び初心運転者講習を実施する公安委員会指定の自動車教習所の名称が変更されたこと等に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、退職手当の確定に伴い、3月31日に専決処分された「平成19年度宮崎県一般会計補

正予算（第6号）」について報告し、承認を求めるものであります。

次に、「平成19年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書」についてであります。

これは、事業主体である県土整備部において事業を繰り越すため、事業費の一部を負担している企業局においても繰り越すものであります。

次に、平成20年6月1日施行、改正道路交通法についてであります。

当局より、「高齢運転者標識並びに聴覚障害者標識の表示が義務化された」との説明がありました。

当委員会といたしましては、高齢運転者にかかわる交通事故が増加傾向にある中、高齢者の割合が高い本県において、高齢運転者標識等を表示することで、みずからの安全を確保するという趣旨を高齢者等に対して明確に伝え、指導を徹底することを要望いたします。

次に、不審者、声かけ事案等への対応についてであります。

このことについて、委員より、「地域の皆さんにも協力をいただき、不審者情報等の広報を行ってほしい」との要望があり、当局より、「広報について重点的に取り組んでいる。あわせて、ボランティア団体、学校、教育委員会などとも連携し、地域の警戒を強化する活動も行っている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、関係者だけが連携を密にするのではなく、地域の協力をいただきながら、今後も地域の人々が安心・安全に暮らせるよう一層の努力を要望いたします。

次に、自転車の通行方法についてであります。

このことについて、委員より、「中高生の車道上での左側通行が守られていない状況が見られる。特に通行量の多い箇所では事故が起こる危険性も少なくない。交通安全についての警察及び学校の指導はどのようになされているのか」との質疑があり、当局より、「自転車交通安全教室等を開催し、指導を行っている。今後もさらに警察と学校が互いに連携しながら、今回の道路交通法の改正点の指導・啓発を含め、中高生の交通マナーの向上を図ってまいりたい」との答弁がありました。

次に、県立高等学校の旧通学区域外からの合格状況等についてであります。

このことについて当局より、「通学区域撤廃に伴う旧通学区域外からの合格者は100名程度と見られ、既に通学区域を撤廃した他県の初年度の合格状況と比較してもほぼ同様の結果である。また、全県的に見ると、交通の便のよい近接した地域間での移動が多い」との説明がありました。

このことに関連して、委員より、「通学区域を撤廃したことにより、県内の高校間で学力の偏在が出てくるのではないか」との質疑があり、当局より、「学力の変動については把握するのは難しいが、今回の通学区域撤廃により、中学生が、自分の興味・関心のある高等学校を選択する幅が広がったと考えられる」との答弁がありました。

また、委員より、「通学に要する時間が長くなり、家庭・地域にいる時間が短くなる。家族・地域との関係が希薄になるとの危惧もある。そのほかにもさまざまな影響が出てくることも考えられるため、今後、通学区域撤廃の影響等について検証を進めてほしい」との要望がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許可します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 今議会に提出をされました議案に対する討論を行います。

まず、議案第8号、報告第2号に反対の立場から討論をいたします。

議案第8号「市町の配置分合について」、同議案は、日南市、北郷町、南郷町を合併し、新たに日南市を設置するというものです。私は、市町村合併について全面否定するものではありません。そこに住む住民の利益につながり、必要なものであれば、住民の意思に沿って合併等の措置が図られることはあってしかるべきと考えます。

本県では既に、これまで44あった自治体は30に統合され、さらに少なくなろうとしています。しかし、果たしていずれの合併も、住民の側からの自発的な行為であったのか、徹底した論議の中で十分に住民の意思が反映されたのか。少なくとも住民投票による意思確認は必須

条件だと思えます。

政府は、三位一体の改革で地方交付税を大幅に削減しながら、税源移譲は不十分、こうして地方財政の危機感をあおりながら、さまざまな特例策を設けて強力に合併推進を押し進めてきましたが、果たしてこうした合併が本当に住民の利益につながるのでしょうか。

今回、日南市、北郷町、南郷町の合併が決まれば、人口約6万人、面積536.12平方キロメートルという大きな自治体になります。しかし、今、大きくなった自治体の弊害が、岩手・宮城地震で不幸にも現実問題として浮き彫りになっています。合併して職員が本庁機構に集中し、総合支所となった旧町村の役場では、地元の職員が大きく減った中で、被災者が、生活再生支援を受ける基準となる罹災証明の発行や、被害調査のおくれで、住民生活は不安と混乱の中に置かれている状況が伝えられています。

本県でも、既に合併をした自治体で、本庁に行かなければ受け付けられない事務手続がふえるなど、住民サービスの低下や税負担の増加など、「こんなはずではなかった」との声が寄せられています。住民にとっては、小さくても行政の顔が見える、物が言える関係を保つことが住民自治の鉄則ではないでしょうか。

今回の日南市、北郷町、南郷町の合併を判断するに当たっては、いずれの自治体も、住民の意思を明確に把握するための住民投票すら行っていない状況の中で、住民の意思は十分に反映されていないと言わざるを得ません。ましてや、財政難を口実にするのであれば、そもそも政府の責任によるものであって、地方にそれを押しつけるやり方こそ、改めさせるべきことではないでしょうか。

よって、今回、日南市、北郷町、南郷町を廃

し、新たに日南市を設置するとして同議案を認める立場にないことを表明するものです。

次に、報告第2号、平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）の「専決処分を求めることについて」です。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ10億9,535万5,000円を追加し、予算総額を5,489億9,980万8,000円とする予算専決です。

本来、予算を定めることは議会の権限であって、予算の専決はごく限られております。災害時の緊急な支出で議会を開けない場合や、地方交付税、国庫支出金の確定など税制上やむを得ない場合です。しかし、今回、県民税や事業所税など17億500万円の追加をしておりますが、本来、税収などについては的確な把握を行い、予算化しておくべきであり、2月補正以降の増収については、決算であらわし、翌年度の予算編成に生かすことが本来のあり方であると思いません。今後の改善を求めたいと思えます。

最後に、請願についてです。

継続審査となりました請願第5号「後期高齢者医療制度の充実を求める請願」及び第6号「保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願」について、採択を求めるものです。

いずれの請願も、前回に続いて継続審査となっていますが、後期高齢者医療制度は、4月の実施以来、ますます国民の怒りが広がる中、政府も見直しをせざるを得ない事態となっています。制度が運用されている以上は、高齢者のだれもが安心して医療が受けられるよう、制度の充実を求める請願者の意思を尊重し、また、保険業法の見直しについても、構成員の相互扶助を図るために自主的につくられた団体共済を企業型保険と同列に扱うこと自体、道理のない

ことであり、団体共済を保険業法の適用から外すよう求めた同請願も、速やかに採択することを強く求めるものです。

また、採択となりました第8号「北方領土返還についての意見書提出を求める請願」については、歯舞・色丹を含め、千島列島そのものが日本の固有の領土であり、返還を求めることは国民的な立場からも当然です。しかし、過去に日本政府がサンフランシスコ条約で千島列島を放棄した経過があり、この問題も含め、話し合いによる道理ある説得で解決を図ることが重要だと思えます。

さらに、同意見書案でも指摘しているように、問題解決に向けて、日露両国間の平和条約締結は重要であると思えます。こうした立場での日本政府の真摯かつ積極的な外交努力を求め、同意見書案に賛成するものです。

以上、討論といたします。〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

---

### ◎ 議案第8号及び報告第2号採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議案第8号及び報告第2号について、一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

---

### ◎ 議案第1号から第7号まで及び第9号並びに報告第1号及び第3号採決

○坂口博美議長 次に、議案第1号から第7号

まで及び第9号、並びに報告第1号及び第3号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

---

◎ 請願1件採決

○坂口博美議長 次に、請願第8号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第5号及び第6号について一括お諮りいたします。

両請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、議員及び委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読いたさせます。

〔事務局長朗読〕

---

平成20年7月1日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 議会運営委員長 丸山 裕次郎  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

宮崎県議会会議規則の形式の左横書きの実施に関する規則

議員発議案第2号

地方分権改革の確実な取組みを求める意見書

議員発議案第3号

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定を求める意見書

議員発議案第4号

嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

議員発議案第5号

教育予算の拡充を求める意見書  
議員発議案第6号  
原油価格高騰に関する対策を求める意見書  
議員発議案第7号  
地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進  
を求める意見書

徳重忠夫  
満行潤一  
新見昌安  
黒木正一  
松田勝則

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

平成20年7月1日  
宮崎県議会議長 坂口 博美 殿  
提出者 総務政策常任委員長 外山 衛  
議員発議案の送付について  
下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

議員発議案第10号  
森林・林業・木材産業施策の積極的な展開  
を求める意見書

記

平成20年7月1日  
宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

議員発議案第8号  
北方領土返還要求についての意見書  
平成20年7月1日  
宮崎県議会議長 坂口 博美 殿  
提出者 商工建設常任委員長 十屋 幸平  
議員発議案の送付について  
下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

提出者 丸山 裕次郎  
徳重忠夫  
新見昌安  
権藤梅義  
宮原義久  
濱砂 守  
関師博規  
松村悟郎  
外山 衛  
山下博三

記

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第9号  
県内の経済浮揚を図るために入札・契約制度の早期改善を求める決議

議員発議案第11号  
北朝鮮に対する制裁解除に反対する意見書

平成20年7月1日  
宮崎県議会議長 坂口 博美 殿  
提出者 緒 嶋 雅 晃  
星 原 透  
井 上 紀代子  
水 間 篤 典  
外 山 衛

◎ 議員発議案第1号から第11号まで  
追加上程

○坂口博美議長 ただいま朗読をいたしました

議員発議案第1号から第11号までを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

◎ 議員発議案第9号提案理由説明

○坂口博美議長 まず、議員発議案第9号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。商工建設常任委員会、十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員〔登壇〕（拍手） それでは、「県内の経済浮揚を図るために入札・契約制度の早期改善を求める決議」の提案理由を説明させていただきます。

地方に暮らす我々の生活と大都市圏との地域間格差並びに所得格差はますます広がっております。特に、高速道路を初めとする社会インフラ整備がおこなわれている本県において、社会資本整備の担い手である建設産業は、地域経済及び県民の雇用を支え、本県経済を牽引する主要な産業であります。また、台風などの災害が多い本県においては、被災箇所の迅速な復旧という観点からも、大きな役割を果たしております。

しかしながら、公共事業の大幅な縮減、急激な入札・契約制度改革によって、建設産業及び関連産業は瀕死の状態であります。このまま建設産業の倒産が続けば、県全体の経済がより一層衰退するとともに、雇用の場も失われていくのは自明の理であり、県当局においても、この現実を真摯に受けとめ、対策をとるべきであります。

よって、知事を初めとする県当局に対し、情報漏えいの防止などコンプライアンスの徹底を図りながら、県内経済の全体的な浮揚、雇用の

安定を目指し、地域経済への貢献及び波及効果の高い建設産業の保護・育成を求めるべく、地域要件の拡大など、入札・契約制度の早期改善を講じるよう強く訴えるものであります。

何とぞ議員諸賢の御理解と御賛同をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 提出者の説明は終わりました。

---

◎ 議員発議案第9号採決

○坂口博美議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第9号についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 討 論

○坂口博美議長 次に、議員発議案第1号から第8号まで、第10号及び第11号の各号議案を議題といたします。

お諮りいたします。



各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第11号「北朝鮮に対する制裁解除に反対する意見書」について、反対の立場から討論いたします。

北朝鮮の核開発計画の申告書の提出により、米政府は、北朝鮮をテロ支援国家から解除する手続に入りましたが、このことは、6カ国協議の合意に基づいた朝鮮半島の非核化に向けた第一歩として、中国、韓国、ロシアもこの一連の動きへ強い支持を表明しました。また、日本が議長を務めた主要8カ国外相会合（G8）でも、北東アジアで生起しているこの動きを一致して支持することが確認されました。

今、こうした国際的に支持が広がる流れの中で、北朝鮮の非核化に向けて段階的解決が図られようとしています。このようにして核問題が道理ある形で解決が図られるならば、拉致問題の早期解決の新しい条件が開かれることになると思います。

また、経済制裁について、段階的措置を否定するものではありませんが、今必要なことは、日朝平壤宣言や6カ国協議に基づいて、核問題、拉致問題、過去の清算の問題などを包括的に解決するために、日本政府としての主体的な外交戦略を持って当たることではないでしょうか。

とりわけ、核問題で日本政府が積極的姿勢をとることは、拉致問題に対する国際的理解と支援を高める上で有効かつ重要であり、この方向が強く求められていると思います。真の拉致問題解決に向けて、他国任せではなく、日本政府が道理ある主体的な方策を持って粘り強く臨むことが必要であることを強調したいと思いません。

以上申し述べ、本意見書案に反対であることを表明して討論といたします。〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕（拍手） 議員発議案第11号に賛成の立場から、宮崎県北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟を代表して討論をいたします。

北朝鮮による拉致は、幸せに暮らしていた被害者はもとより、家族、関係者を一瞬にして悲劇に陥れる、残酷かつ卑劣きわまりない国家的犯罪であるのは周知の事実であります。

平成14年9月、北朝鮮が初めて日本人拉致の事実を認め、被害者5名の帰国が実現して以降、6カ国協議を含め、拉致問題は解決済みと主張し、いまだこの問題に対して誠実な対応を見せておらず、一方で、核問題を交渉材料として、我が国を欺く態度に終始していると言わざるを得ません。

本県においても、過去に日向灘沖で工作船と思われる不審船事件が発生し、現に拉致被害者1名が青島海岸から拉致され、また、拉致被害者と疑われる特定失踪者が4名存在するなど、まさに他人事では済まされないものであります。

このような中、政府は、6月11日、12日の日朝実務者協議において、北朝鮮が拉致問題の再調査を行う姿勢を示したことに対して、経済制

裁を一部解除するとの方針を発表しました。基本的には、再調査の進展を見きわめながら、経済制裁解除を検討するとの態度であります。政府が具体的な判断基準を示さないまま制裁解除に言及することは、北朝鮮との交渉を有利に進める上で非常に危険な選択と言わざるを得ません。

本来であれば、北朝鮮が真摯な調査を実施し、すべての拉致被害者の帰国が実現した段階で制裁解除を検討すべきであります。このような政府の対応は、拉致被害者の御家族、関係者にとって到底納得できるものではなく、議員連盟を結成し、拉致事件の早期全面解決に努力してきた本県議会にとっても、非常に憂慮すべき事態であります。

このようなことから、本県議会として、政府に対して、拉致問題で具体的な進展がない限り制裁解除を行わないという従来の方針を堅持することを強く求めると同時に、この問題に対する国際連携のかなめであるアメリカに対して、テロ支援国家の解除を見直すよう最大限の外交努力を尽くすことを求めるものであります。

テロ支援国家指定の解除については、アメリカが今まさに手続を開始したところであり、事態は急を要します。

議員各位におかれましては、以上の趣旨を十分御理解の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げまして、私の賛成討論を終わります。ありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議員発議案第11号採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第11号についてお諮りいた

します。

本案は、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第1号から第8号まで及び第10号採決

○坂口博美議長 次に、議員発議案第1号から第8号まで及び第10号の各号議案を一括お諮りいたします。

各号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 閉 会

○坂口博美議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成20年6月定例県議会を閉会いたします。

午前11時6分閉会